

議案第 8 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成 21 年かすみがうら市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。